

建設委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

建設委員会規程の一部を改正する訓令

建設委員会規程（昭和30年岩手県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等（復興局を除く。）及び出納局（以下「部局」という。）の長をもって充てるほか、必要と認める者を知事が任命する。 4 [略]	(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等（復興局及び <u>国体・障がい者スポーツ大会局</u> を除く。）及び出納局（以下「部局」という。）の長をもって充てるほか、必要と認める者を知事が任命する。 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。